

## 第一百七十九回会

## 参議院国土交通委員会会議録第四号

平成二十年十一月二十五日(火曜日)  
午前十時開会

委員の異動  
十一月二十一日

辞任

高橋 千秋君

補欠選任  
川上 義博君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

田村耕太郎君

長浜 博行君  
室井 邦彦君  
伊達 忠一君  
山本 順三君  
鰐淵 洋子君

池口 修次君  
川上 義博君  
田名部 匡省君  
羽田雄一郎君  
平山 幸司君  
岡田 直樹君  
広田 一君  
藤本 祐司君  
山下八洲夫君  
佐藤 信秋君  
長谷川 大紋君  
吉田 博美君  
脇 雅史君  
西田 実仁君  
渕上 貞雄君

國務大臣 金子 一義君  
副大臣 加納 恭之君  
國土交通副大臣 金子 恭之君  
國土交通副大臣 加納 時男君

大臣政務官 国土交通大臣政 岡田 直樹君  
事務官 常任委員会専門員 嶋山 肇君

事務局側 員 嶋山 肇君

本日の会議に付した案件

○委員長(田村耕太郎君) 長期優良住宅の普及に関する法律案(第百六十九回国会内閣提出、第百七十回国会衆議院送付)

○委員会を開会いたしました。  
委員の異動について御報告いたします。  
去る二十一日、高橋千秋君が委員を辞任され、  
その補欠として川上義博君が選任されました。

○委員長(田村耕太郎君) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第百六十九回国会内閣提出、第百七十回国会衆議院送付)

促進に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。金

予国土交通大臣。  
○國務大臣(金子一義君) ただいま議題となりました長期優良住宅の普及の促進に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十八年六月に制定されました住生活基本法においては、ストック重視の住宅政策に転換することとしております。これを踏まえ、住宅が新築されてから三十年程度で取り壊されるという無駄遣いを止め、より長く大事に使おうとすることが重要となつております。

審議よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

衆議院議員  
国土交通委員長  
望月 義夫君

出席者は左のとおり。

こうした取組により、住宅の解体に伴う廃棄物の発生といった地球環境への負荷を低減するとともに、建て替えコストの削減によつて国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的として、この法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針を定めることとし、この基本方針には、長期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項等を記載することとしております。

第二に、住宅の構造及び設備を長期使用構造等とし、自ら建築後の住宅の維持保全を行おうとする者等は、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画を作成し、所管行政府の認定を申請することができることとともに、所管行政府は、認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるとしております。

第三に、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならないこととしております。

第四に、長期優良住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅の流通を促進する制度の創設や、高齢者が維持保全に関する工事に必要な資金を死亡時一括償還融資で借り入れる場合における高齢者居住支援センターによる債務保証の実施等の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御配慮するものとしております。

第五に、長期優良住宅の認定基準として、建築地域における居住環境の維持及び向上に配慮され





	<p>□ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。</p> <p>ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。</p>
四五	<p>前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。</p>
四六	<p>□ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>その他の基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであることを。</p>
二	<p>前条第一項から第三項までの規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に第五条第四号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。</p>
五七	<p>第七条 所管行政庁は、前条第一項の認定をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を当該認定を受けた者(第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者(第十四条第二項において「管理組合等」という。)であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。)に通知しなければならない。</p>
二	<p>(認定の通知)</p> <p>第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならぬ。</p>
三	<p>前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知しなければならない。</p>
四	<p>建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。</p>
五	<p>所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた長期優良住宅建築等</p>
六	<p>計画は、同法第六条第一項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。</p> <p>所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。</p>
七	<p>建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。</p>
二	<p>前項の規定による変更の認定の申請は、前条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、前条第二項において準用する第五条第二項の規定による変更の認定の申請とみなす。</p>
二	<p>(地位の承継)</p> <p>第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>一 認定計画実施者の一般承継人</p> <p>二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものと除く。以下「認定長期優良住宅」という。)の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者</p>
二	<p>(記録の作成及び保存)</p> <p>第十二条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者(第五条第三項の規定を受けた分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p>
二	<p>(報告の徴収)</p> <p>第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であつた者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されりやめる旨の申出があつたとき。</p>
二	<p>所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であつた者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されりやめる旨の申出があつたとき。</p>
二	<p>(助言及び指導)</p> <p>第十五条 所管行政庁は、認定計画実施者に対していた管理組合等を含む。)に通知しなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、前項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録の作成及び保存を容易にするため、必要な援助を行うよう努めるものとする。</p>

する。

#### 第四章 認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置

##### (認定長期優良住宅についての住宅性能評価)

第十六条 認定長期優良住宅の建築に関する工事の完了後に当該認定長期優良住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第三条第二項に規定する新築住宅であるものを除く。以下この項において同じ。)の売買契約を締結した売主は、当該認定長期優良住宅に係る同法第五条第一項の規定による住宅性能評価書(以下この項において「認定長期優良住宅性能評価書」という。若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し認定長期優良住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合には、当該認定長期優良住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する認定長期優良住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

2 前項の規定は、売主が売買契約書において反対の意思を表示しているときは、適用しない。

##### (地方住宅供給公社の業務の特例)

第十七条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく認定長期優良住宅の維持保全を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行なう場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第号)第十七条规定第一項に規定する業務」とする。

(高齢者居住支援センターの業務の特例)  
第十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七十八条に規定する高齢者居住支援センター(次項において單に「高齢者居住支援センター」という。)は、同法

第八十条に規定する業務のほか、高齢者(同法第七十七条に規定する高齢者をいう。以下この項において同じ。)が自ら居住する認定長期優良住宅について認定長期優良住宅建築等計画に基づく措置

の完了後に当該認定長期優良住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第三条第二項に規定する新築住宅であるものを除く。以下この項において同じ。)の売買契約を締結した売主は、当該認定長期優良住宅に係る同法第五条第一項の規定による住宅性能評価書(以下この項において「認定長期優良住宅性能評価書」という。若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し認定長期優良住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合には、当該認定長期優良住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する認定長期優良住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

2 前項の規定は、売主が売買契約書において反対の意思を表示しているときは、適用しない。

##### (地方法令の要請に基づく認定長期優良住宅の要請)

第十七条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく認定長期優良住宅の維持保全を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行なう場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第号)第十七条规定第一項に規定する業務」とする。

(高齢者居住支援センターの業務の特例)  
第十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七十八条に規定する高齢者居住支援センター(次項において單に「高齢者居住支援センター」という。)は、同法

三号から第五号までの規定中「第八十七条第一項」とあるのは「第八十七条第一項(長期優良住宅普及促進法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第九号)の施行の日から平成二十二年三月三十日までの間(次項において「特定期間」という。)に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で貸付けを受けた場合にあっては、当該二人以上の高齢者のすべての死亡時に一括償還をする方法によるものを行う。

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令づき行う維持保全(同法第七十七条に規定する改

良に該当するものを除く。)に関する工事に必要な資金の貸付けであつて、当該高齢者(二人以上)の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあっては、当該二人以上の高齢者のすべての死亡時に一括償還をする方法によるものを行う。

(国土交通省令への委任)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

##### (経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

##### (第六章 罰則)

第二十二条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

##### (附 则)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (検討)

2 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 (租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第十七条第三号中「限る」の下に「。次条第二項において同じ。」を加え、「次条」を「次条第二項及び第七十三条に改め、同条の次に次の二条を加

える。  
(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第九号)の施行の日から平成二十二年三月三十日までの間(次項において「特定期間」という。)に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で貸付けを受けた場合にあっては、当該二人以上の高齢者のすべての死亡時に一括償還をする方法によるものを行う。

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第九号)の施行の日から平成二十二年三月三十日までの間(次項において「特定期間」という。)に同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅で貸付けを受けた場合にあっては、当該二人以上の高齢者のすべての死亡時に一括償還をする方法によるものを行う。

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令づき行う維持保全(同法第七十七条に規定する改

良に該当するものを除く。)に関する工事に必要な

資金の貸付けであつて、当該高齢者(二人以上)の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあっては、当該二人以上の高齢者のすべての死亡時に一括償還をする方法によるものを行う。

(国土交通省令への委任)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

##### (経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

##### (第六章 罰則)

第二十二条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

##### (附 则)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (検討)

2 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 (租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第十七条第三号中「限る」の下に「。次条第二項において同じ。」を加え、「次条」を「次条第二項及び第七十三条に改め、同条の次に次の二条を加

平成二十年十二月一日印刷

平成二十年十二月三日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

A